

<問題1>

次のAからCまでのうち、海外のメーカーに該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考に確認したら良いかについて、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 東京の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の9の項に関連する暗号通信装置 α を購入し、海外で販売する予定である。暗号通信装置 α には、この場合、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるCategory 5 - Part 2 "Information Security"の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
 - B 東京の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の8の項に関連するコンピュータ α を購入し、海外で販売する予定である。コンピュータ α は、この場合、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるCategory 3 Electronicsの英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
 - C 東京の貿易会社Xは、米国のメーカーYより、輸出令別表第1の6の項に関連する工作機械 α を購入し、海外で販売する予定である。工作機械 α は、この場合、ワッセナー・アレンジメント(WA)の規制なので、同サイトにあるCategory 1 Special Materials and Related Equipment.の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
-
- 1. 1個
 - 2. 2個
 - 3. 3個

<問題2>

AからCの貨物を本邦から外国に無許可輸出した場合、外為法第69条の6第2項が適用されるものはいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCまでの貨物の輸出について特例の適用はないものとする。

- A 輸出令別表第1の2の項（12）に該当する測定装置
- B 輸出令別表第1の9の項（1）に該当し、かつ、告示貨物にも該当する通信装置
- C 輸出令別表第1の15の項に該当する電波吸収材

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題3>

下記の外為法第25条第1項の規定について、後記1から3までの中から、正しい用語の組合せを1つ選びなさい。

外為法第25条第1項

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国（以下「特定国」という。）において提供することを目的とする（A）を行おうとする（B）若しくは（C）又は特定技術を特定国の（C）に提供することを目的とする（A）を行おうとする（B）は、政令で定めるところにより、当該（A）について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

1. (A)には、「契約」が入る。(B)には、「居住者」が入る。
2. (A)には、「取引」が入る。(B)には、「非居住者」が入る。
3. (A)には、「取引」が入る。(C)には「非居住者」が入る。

<問題4>

下記の外為令別表の3の項と関連貨物等省令、解釈について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(外為令別表の3の項・貨物等省令第15条の2・解釈)

	技　　術
外為令別表の3の項	(1)輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術 (2)輸出令別表第1の3の項(2)又は(3)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
貨物等省令第15条の2	外為令別表の3の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2条第2項又は第3項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。
使　　用	外為令別表の3の項(1)における「使用」は、化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいう。

- A 外為令別表の3の項（1）に該当する技術は、貨物等省令で規定している。
B 外為令別表の3の項（2）は、輸出令別表第1の3の項（1）に該当しない貨物の設計、製造又は使用に係る技術について、貨物等省令で規制している。
C 外為令別表の3の項（2）でいう「使用」に係る技術は、役務通達1（3）用語の解釈で規定されている「使用」と同じ意味である。

1. 0個
2. 1個
3. 2個

<問題5>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 役務通達では、「プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画」の技術は、「製造」の技術にあたる。
- B 役務通達では、「オーバーホール、分解修理」の技術は、「設計」の技術にあたる。
- C 役務通達では、「生産エンジニアリング、製品化」の技術は、「製造」の技術にあたる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題6>

AからCのうち、正しい説明は、いくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCまでの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当するものとする。

- A 東京にあるメーカーXは、アルゼンチンにあるメーカーYより炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維を使用して、射程距離が300キロメートル以上のロケットの製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請が必要である。
 - B 東京にあるメーカーXは、タイにあるメーカーYより炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維を使用して、航続距離が50キロメートルの無人航空機の開発を行うと連絡を受けている。この無人航空機の開発がタイの空軍から委託を受けて行われるものであっても、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請は不要である。
 - C 東京にあるメーカーXは、インドネシアにあるY大学より炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、Y大学からは、当該炭素繊維を使用して、射程距離が300キロメートル以上のロケットの製造に使用すると連絡があった。この場合、当該ロケットの用途が気象用の人工衛星運搬と確認できれば、メーカーXは、輸出許可申請不要である。
1. 0個
2. 1個
3. 2個

<問題7>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A ワッセナー・アレンジメントの Sensitive List にあたる貨物は、告示貨物に規定されている。
 - B ワッセナー・アレンジメントの Sensitive List にあたる技術は、提出書類通達の別表2の付表1に規定されている。
 - C ワッセナー・アレンジメントの Very Sensitive List にあたる技術は、外為令別表の15の項に規定されている。
1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題8>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、メーカーXは、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。また、輸出令別表第1の6の項に該当する貨物のうち、告示貨物に該当するものはない。

- A 東京にあるメーカーXは、米国にある家電メーカーYから輸出令別表第1の6の項（1）に該当する軸受 α （総価額50万円）の注文をうけた。メーカーXは、この場合、当該軸受 α について少額特例を適用して輸出することもできるし、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することもできる。
 - B 東京にあるメーカーXは、韓国にある家電メーカーYから輸出令別表第1の6の項（1）に該当する軸受 α （総価額50万円）の注文をうけた。メーカーXは、この場合、当該軸受 α について少額特例を適用して輸出することはできるが、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することはできない。
 - C 東京にあるメーカーXは、米国にある家電メーカーYから輸出令別表第1の15の項（2）に該当する電波吸収材 α （総価額4万円）の注文をうけた。メーカーXは、この場合、当該電波吸収材 α について少額特例を適用して輸出することもできるし、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することもできる。
1. 0個
2. 1個
3. 2個

<問題9>

AからCの説明のうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 外為法第55条の10第1項の「輸出者等遵守基準」は、経済産業大臣が経済産業省令で定めることになっている。
 - B 外為法第55条の10第1項の「輸出者等」とは、外為法第25条第1項に規定する取引又は第48条第1項に規定する輸出を業として行う者をいう。
 - C 外為法第55条の10第1項の「輸出者等」は、必ずしも輸出者等遵守基準に従う必要はない。
-
- 1. 1個
 - 2. 2個
 - 3. 3個

<問題10>

運用通達1－1（6）の「総価額への換算」について、以下の（A）にあてはまる正しい用語を後記1から3までの中から1つ選びなさい。

運用通達1－1

（6）総価額への換算

外国通貨をもつて決済される場合の当該外国通貨と円との換算は、別に定める換算率による。（以下この通達において総価額算定の場合における換算は、この換算率による。）

輸出令第4条第1項に規定している総価額の換算については、（A）の属する期間の換算率により行う。

1. 輸出申告日
2. 通関申告日
3. 契約締結日

<問題11>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦のメーカーXが、チェコにあるメーカーYに輸出令別表第1の16の項に該当するロボット（総価額500万円）を輸出する場合、用途は重水の製造用と事前に連絡を受けていたとしても、大量破壊兵器キャッヂオールに基づく、輸出許可申請は不要である。
- B 本邦のメーカーXが、韓国にあるメーカーYに輸出令別表第1の16の項に該当するロボット（総価額500万円）を輸出する場合、用途は通常兵器である短距離ミサイルの製造用と事前に連絡を受けていたとしても、通常兵器キャッヂオールに基づく、輸出許可申請は不要である。
- C 本邦のメーカーXが、中国にあるメーカーYに輸出令別表第1の16の項に該当する搬送用ロボット（総価額500万円）を輸出する場合、用途は大陸間弾道ミサイルの貯蔵用と事前に連絡を受けていたとしても、大量破壊兵器キャッヂオールに基づく、輸出許可申請は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題12>

以下は外為令別表の5の項の解釈にある「必要な技術」の抜粋である。AからCのうち、下線部分が正しいものはいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 例えば、400MHz以上で動作するものが規制対象となる貨物の種類をXとする。この場合、製造技術A、B、Cによって製造される製品Xの性能が最高でも399MHzまでのものでしかなければ、A、B、Cは、製品Xに関して規制レベルを超えるために必要な技術ではない（A、B、Cは「必要な技術以外の情報」。）。
- B しかし、製造者が上記の技術A、B、Cに加えて、D、E、という技術を用いることにより400MHz以上で動作する製品を製造できる場合、D、Eは規制レベルの製品の製造に必要な技術として規制されない。
- C なお、この技術D、Eは、輸出令別表第1非該当貨物の製造に使用する場合であっても規制対象外の技術であり、許可の対象にならない。
1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題13>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 核兵器等開発等省令第一号は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件についての規定である。
 - B 核兵器等開発等告示第二号及び第三号は、外為令別表の16の項に該当する技術に関する大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件についての規定である。
 - C 核兵器等開発等省令の別表は、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物に関する大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件についての規定である。
1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題14>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの
中から1つ選びなさい。

- A 米国人留学生で、来日後6ヶ月以上経過したが、年末休暇で1週間、米国に
帰国することになった。年末休暇後、本邦に戻った場合、非居住者として取
り扱われる。
- B 日本人で、本邦から1年間米国において語学留学目的で出国し、米国に滞在
する者は、居住者として取り扱われる。
- C シンガポール人で、本邦にあるメーカーのシンガポール支店で新たに雇用
した者は、その時点で居住者として取り扱われる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題15>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、台湾（と地域②）にあるメーカーYに輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第一号口に該当する貨物 α （総価額500万円）を輸出する契約を締結した。用途は民生用途で、仕向地は、メーカーYの韓国（り地域）にある工場である場合、メーカーXは、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することができる。
- B 本邦にあるメーカーXは、米国（い地域①）にあるメーカーYに輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第一号口に該当する貨物 α （総価額500万円）を輸出する契約を締結した。用途は民生用途で、仕向地は、メーカーYの台湾（と地域②）にある工場である場合、メーカーXは、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することができる。
- C 本邦にあるメーカーXは、英国（い地域①）にあるメーカーYに輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第一号口に該当する貨物 α （総価額500万円）を輸出する契約を締結した。用途は民生用途で、仕向地は、メーカーYのフランス（い地域①）にある工場であるが、途中、レバノン（ち地域）を経由する場合、メーカーXは、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出することができる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

（参考）

[8の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる 貨物であって、貨物等省令第7条第1号口 に該当するもの	特別一般 一般	特 定	—	特別一般

<問題16>

本邦にある貿易会社Xは、中国にあるメーカーYに輸出令別表第1の10の項(8)に該当するレーザー発振器 α を発注したところ、メーカーYから、品違いで、輸出令別表第1の2の項(31)に該当するレーザー発振器 β (総価額20万円)が送られてきた。貿易会社Xが、当該レーザー発振器 β をメーカーYに返品する場合の対応について、適切なものを後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、貿易会社Xは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得している。

1. 貿易会社Xは、品違いにより、当該レーザー発振器 β を中国のメーカーYに返品する場合、個別の輸出許可申請が必要である。
2. 貿易会社Xは、品違いにより、当該レーザー発振器 β (総価額20万円)を無償告示を適用して、中国のメーカーYに返品できるので、輸出許可申請は不要である。
3. 貿易会社Xは、品違いにより、当該レーザー発振器 β を中国のメーカーYに返品するので、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、輸出することができる。

<問題17>

AからCのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの
中から1つ選びなさい。

- A 遵守基準省令第1条第二号へでは、「輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続を定め、当該手続に従って監査を定期的に実施するよう努めること。」と規定されている。
- B 遵守基準省令第1条第二号チでは、「特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録を適切な期間保存すること。」と規定されている。
- C 遵守基準省令第1条第二号リでは、「関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。」と規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題18>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xの香港支店は、輸出令別表第1の6の項に該当する測定装置（総価額90万円）を韓国にあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該測定装置は、航続距離300キロメートル以上の無人航空機の製造に用いると連絡を受けている。なお、当該測定装置は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、少額特例が適用できるので仲介貿易取引許可申請が不要である。
- B 本邦にある貿易会社Xの大阪支店は、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を英国にあるメーカーYより購入し、米国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該産業用銃は、建築用と連絡を受けている。なお、当該産業用銃は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が不要である。
- C 本邦にある貿易会社Xの香港現地法人は、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を英国にあるメーカーYより購入し、米国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該産業用銃は、建築用と連絡を受けている。なお、当該産業用銃は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは仲介貿易取引許可申請が不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題19>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令第4条第1項第三号イの「開発等」とは、「開発、製造、使用又は貯蔵」のことである。
- B 輸出令第4条第1項第三号ハの「経済産業省令」とは、通常兵器開発等省令のことである。
- C 輸出令第4条第1項第三号ロ及びニの「経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知」は、輸出令第4条第1項第三号ロ及びニの「その貨物」が輸出された後にも通知される。
 - 1. 1個
 - 2. 2個
 - 3. 3個

輸出令第4条第1項第三号

- 三 別表第1の16の項に掲げる貨物(外国向け仮陸揚げ貨物を除く。)を同項の下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、次に掲げるいずれの場合にも(別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも)該当しないとき。
 - イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。
 - ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。
 - ハ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。
- 二 その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

<問題20>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 貨物等省令第1条第九号に該当する貨物の設計図面で、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術は、貨物等省令第15条第1項第四号に該当する。
- B 貨物等省令第1条第十一号に該当する貨物の製造用プログラムで、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術は、貨物等省令第15条第1項第四号に該当する。
- C 貨物等省令第1条第二十四号に該当する貨物の使用のプログラムは、貨物等省令第15条第1項第四号に該当する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

貨物等省令第15条第1項第四号

第1条第八号口、第九号、第十号口、第十一号、第十四号、第十七号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号まで、第三十号から第五十二号まで、第五十四号から第五十八号まで又は第六十号から第六十二号までのいずれかに該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)のうち当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術

<問題21>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第3の2の地域であるレバノンのメーカーYから、輸出令別表第1の16の項に該当する鋼板（100キログラム）の引き合いを受けた。用途を確認したところ、輸出令別表第1の1の項に該当するスポーツ用の空気銃の製造に使用すると連絡を受けた。この案件を受注した場合、メーカーXは、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

<問題22>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

貿易外省令第9条第2項第十二号の「貨物の輸出」でいう「貨物」には、運用通達の10%ルールにより、該当しないものとして取り扱われる貨物は、含まれない。

<問題23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

EAR99 に分類される電子機器を日本からシリア向けに再輸出する場合には、エンドユース規制及びエンドユーザー規制に該当しない場合であっても、BIS の許可が必要である。

<問題24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

教育課程のカリキュラムで提供される教育目的の技術、大学の博士課程における基礎研究の過程で得られた技術であって科学コミュニティで共有される技術、特定の特許申請に含まれる技術等は、公知の技術及びソフトウェアとして、EAR の規制対象から除外されている。

<問題25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)に違反して輸出権限等が停止されている輸出権限停止者(Denied Persons)向けにEAR規制対象品目を輸出又は再輸出することは禁止されているが、日本国内におけるEAR規制対象品目の輸出権限停止者との取引は禁止されていない。

2020年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第13回)

(STC Advanced)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき 貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
運用通達の10%ルール	「輸出貿易管理令の運用について」1-1(7)(イ)
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、イス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について